## 財務省第4入札等監視委員会 令和4年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和4年10月5日(水) さいたま新都心合同庁舎1号館 5階AV会議室	
委 員	委員長 末松 栄一郎(埼玉大学大学院人文社会科学研究科 教授) 委 員 大澤 一司(アーク法律事務所 弁護士) 委 員 小山 彰(小山公認会計士事務所 公認会計士)	
審議対象期間	令和4年4月1日(金) ~ 令和4年6月30日(木)	
抽出案件	4件 (契約の概要)	(備考)
随意契約 (公共工事)	契約件名: (22)本城第2住宅ほか1住宅屋 契約件名: 改良工事監理業務 株式会社三輝設計事務所 (法人番号 3210001014388) 1件 契約金額: 2,040,500円 契約締結日: 令和4年6月28日 担当部局: 関東財務局	《外給水設備 【案件1】
競争入札 (物品役務等)	契約件名:国有財産の売却に係る新聞広報契約相手方:株式会社読売エージェンシー (法人番号 1010001031728)契約金額:50,071,461円契約締結日:令和4年4月1日担当部局:関東財務局	【案件2】
	契約件名:関東信越国税局及び管内税務 等業務 富士倉庫運輸株式会社 (法人番号 2010601028164) 3件 契約金額: @24.2円ほか 契約締結日:令和4年4月1日 担当部局:関東信越国税局	署の書類保管 【案件3】
	契約件名:書籍の購入(区分2) 契約相手方:全国官報販売協同組合 (法人番号 2010405002019) 契約金額:@3,200円ほか 契約締結日:令和4年4月1日 担当部局:関東信越国税局	【案件4】
うち応札(応募) 業者数1者関連	<ul><li>・国有財産の売却に係る新聞広告掲載業務</li><li>・関東信越国税局及び管内税務署の書類保管</li><li>・書籍の購入(区分2)</li></ul>	等業務
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	以下のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

委員からの意見・質問	回答
【案件1】 (22)本城第2住宅ほか1住宅屋 外給水設備改良工事監理業務 業務実施場所である新潟県	新潟県内に所在し、本件入札に応札可能な業者は100者程度である。
内に所在する応札可能業者の数はどの程度か。また、入札公告時、業者に声掛けをしたとのことだが、どのように業者を選んだのか。	ページなどを確認して声を掛けた。
他県の業者と契約している が、業務上の支障はないか。	見積合わせにあたっては、業者に仕様書を送っており、業者は施工場所を 承知したうえで参加している。業務上の支障は無いと考えている。
応札業者を増やすための手 段は何があるのか。	公告期間を法定(暦日10日)より長く(開庁日10日)確保すること、入札参加が可能な業者に入札案件を電話案内することのほか、各都県の建築士事務所協会に依頼して協会ホームページに当局ホームページへのリンク設定をしてもらっており、業者が入札情報に触れる機会を増やしている。
【案件2】 国有財産の売却に係る新聞広告 掲載業務	
	過去の応札業者にヒアリングしたところ、過去に自らが入札した金額と落札金額に開きがあったこと、今年度は他の案件に人員を割いたことから入札を見送ったとのことである。過去の入札参加者は、令和3年度が3者、同2年度が4者、同元年度は2者であった。
複数者が入札できるように するための今後の改善策は あるか。	広告関係の業界団体や過去に入札参加した業者に対して声掛けを行うことを検討したい。
過去の契約業者はどのよう になっているか。	令和2年度及び3年度は、今年度と同じ業者である。令和元年度は別の業者と契約しているが、それ以前は、今年度と同じ業者と契約している。
に複数回契約しているという	本件業務は、新聞広告掲載業務に実績のある業者であれば対応可能であり、業務に特殊性や専門性は無いと考えている。過去には同じ仕様で複数者の入札があったことから、当該業者が落札しやすい仕様になっているとは考えていない。
落札率が79.2%となっている。低いように思うが要因を 分析しているか。	
落札率の推移は分析して欲	承知した。

落札率の推移は分析して欲 しい。また、同じ業者との契約 が続く理由のほか、広告料金 の傾向を踏まえて予定価格を 分析することで、複数者が入 札に参加しやすいような声掛 けの方法を引き続き検討願い たい。

## 委員からの意見・質問

回答

## 【案件3】

関東信越国税局及び管内税務 署の書類保管等業務

1者応札となった理由をどの 入札参加者数や契約業者の

昨今の経済情勢や物流倉庫の空き状況のほか、当局の保管している書類 ように考えているか。過去の|に係るセキュリティー上の要件などが総合的に作用していると考える。

過去の入札及び契約状況については、平成19年度以降、今年度の契約業 推移はどのようになっている|者と契約しており、他の入札者は無い。今年度の入札においては、他の業者 から問い合わせはあったものの、結果として一者応札となった。

今後、複数者が入札できる るか。

当局が保管している書類には、極めて重要な個人情報が含まれるので、セ ようにするための改善策はあキュリティー要件を緩和することは困難である。より多くの業者が参加できる ように公告期間を更に延ばすことを検討していきたい。

本件業務は、単年契約であ りコストがかかると思われる。 複数年契約とすることはでき ないのか。

国庫債務負担行為が予算措置できれば、選択肢になり得ると考える。

## 【案件4】

書籍の購入(区分2)

1者のみが入札に参加した 無かったか。また、過去の入 移はどのようになっているか。

本件入札については、過去は入札者が複数あったことから、今年度はコロ 理由は何か。仕様に問題は大禍等の情勢が影響して一者応札になったと考えている。契約業者は、最近 4、5年、同じ業者となっているものの、購入する書籍は一般書店で販売され 札参加者数や契約業者の推しているため、仕様は入札参加業者を限定していないと考えている。

今後は、国税庁等が実施している同種入札への応札者や、当局周辺の書 店等に広く声を掛け、一者応札の改善に努めたいと考えている。また、業者 から、コロナ禍等の状況を踏まえ、仕入先への情報提供のため時間的な余裕 を考慮して欲しいとの意見があるので公告期間を長く確保することも方策の -つと考えている。

る理由は。また、区分1と区分 3の入札は複数者が参加して いるか。

書籍の購入については、区| 書籍を区分して入札を実施することにより、その区分ごとに有利な割引率で 分2のほかに、区分1と区分3 契約できるため、書籍をより低廉な価格で購入できる方策であると考えて採がある。このように分類してい 用している。区分1と区分3は、複数者が入札に参加している。

書籍を区分して入札するこ とにより割引率が高まることを 期待しているとのことだが、そ れが本当に正しいのかどうか は議論してほしい。

承知した。

今回購入した書籍につい て、将来的には電子化された ものを購入することはあり得 るのか。

今後の状況を見て検討していきたい。